大阪市立中浜小学校「いじめ防止基本方針」

令和８年４月

１　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法　第2条）

２　本校の基本方針のポイント

（１）いじめの未然防止（いじめに向かわない態度や能力の育成）について、「いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にも観衆にも傍観者にもなりうる」という事実をふまえ、児童の尊厳が守られ、いじめに向かわせないように、全ての教職員で取り組む。

（2）早期発見について、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早期に複数の教職員で関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に事実確認を進める。

①いじめの早期解決に向けた取り組み

児童や保護者から発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

②いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめに関する問題は当該教職員だけで対応せず、いじめ対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）で情報を共有し、その後は当該組織が中心となり、速やかに対応を行う。

３　いじめの未然防止についての取組

（１）人権教育や道徳教育の充実

人権教育や道徳科の学習をはじめ、教科、特別活動、総合的な学習の時間などで、体験的・実践的な活動を取り入れ、豊かな社会性や情操を育むとともに、互い の人権を尊重し合う態度を養う。

（2）集団づくりの取り組みの充実

①全教職員が、目指す子ども像「知：よく考え自ら学ぶ子どもの育成　徳：心豊かなやさしい子どもの育成　体：しなやかで健全な子どもの育成」を常に意識して指導をすすめる。

②友だちのよさを認めることができる集団づくりを目指し、一人一人の児童のよさをわかり合える集団育成を推進する。

（3）いじめを絶対に許さない・見逃さない学校風土の醸成

①いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議を通して教職員自身がいじめについて正しい認識をもって、指導にあたる。

②児童に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

③教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、校内研修を行う。

４　いじめの早期発見についての取組

（１）学期に１回いじめに関する児童アンケートを実施し、いじめの実態把握に取り組む。その後、必要に応じて、いじめ対策委員会を開催し、組織的に対応する。

（2）月に１度、日常の児童の様子について教職員間で情報を共有する機会を設け、児童理解に努める。

5　いじめの解決についての取組

（1）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、直ちにその行為を止めるよう指導する。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、傾聴し、直ちに調査・確認する。いじめの疑いがある行為には、早期に調査・確認し、対象児童への指導を進める。

②発見・通報を受けた教職員は直ちに管理職に報告し、校内のいじめ対策委員会に情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実を確認する。確認内容は、校長が中心となって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

（2）いじめの被害児童又はその保護者への支援

①被害児童から、事実関係の聴取を行う。その際、プライバシーには十分に留意する。

②家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。被害児童や保護者に対し、できる限り不安を除去すると共に、いじめ対策委員会で当該児童の見守りを行うなど、被害児童の安全に留意する。

③被害児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童が教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門家の協力を得る。

④いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

（3）いじめの加害児童への指導又はその保護者への助言

①加害児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は教職員、必要に応じてSCやSSW等専門家の協力を得て、組織的に被害児童をいじめから守る。また、再発について、防止する措置をとる。

②事実関係を聴取後、迅速に保護者に連絡し、調査内容に対する保護者の理解のうえで学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行うともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③加害児童への指導については、いじめは人格を傷つける行為であることを指導すると共に、自らの行為の責任を自覚するような指導を行う。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。

④被害児童の状況に応じて、加害児童を別室において指導することや、状況に応じて出席停止制度を活用する。また、精神面の育成を配慮し、SCやSSW等の専門家の協力を得る。

（4）いじめが起きた集団への働きかけ

①傍観していた児童に対して、自分の問題として捉えさせるよう指導する。人権教育や道徳科の学習など、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

②いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

（5）ネット上のいじめへの対応

①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除措置をとるよう加害児童や保護者と連携する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは保護者と連携し、直ちに所轄警察署に通報して適切な対応を求める。

②学校における情報モラル教育を進めるとともに、公的機関や民間業者を活用して子どもや保護者に向けてパソコンや携帯電話等の正しい利用について考える場を設ける等の啓発活動を行う。

③「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」等を活用してネット上のいじめについて関係諸機関と連携した取り組みをすすめる。

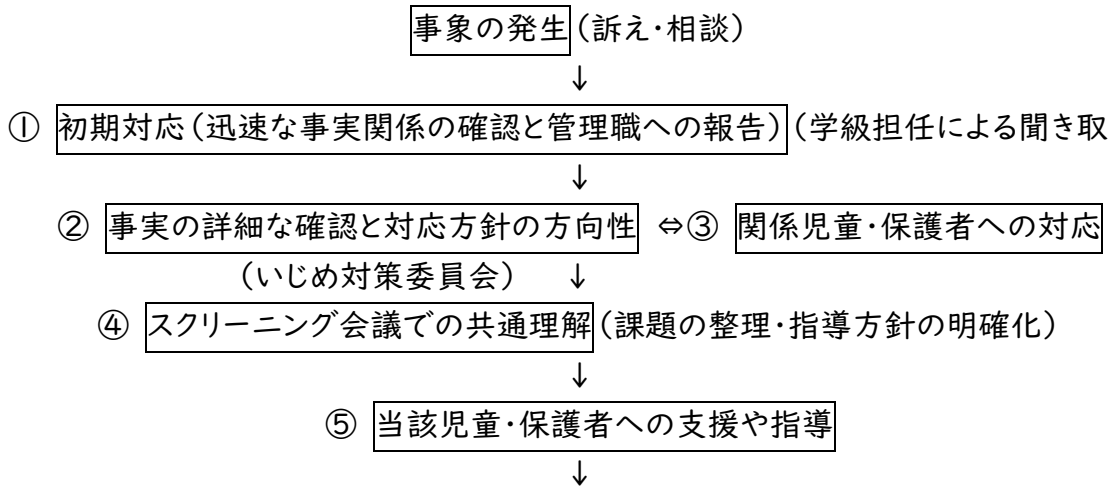
6　いじめ問題に取り組むための校内組織

学校内の組織

組織名：いじめ対策委員会（全教職員）

役　割：年間計画の作成・実行・検証・修正(PDCAサイクルの活用)を行う。
いじめの行為に関する情報や児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有化を図る。
いじめに関わる情報があった場合には緊急に委員会を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

事象発生時：



7　重大事案への対処

（1）重大事案として取り扱うときは、学校は直ちに教育委員会ならびに関係諸機関に通報し適切に援助を求める。

（2）学校はいじめ対策委員会が事実関係を調査し、確認した内容を迅速に保護者や関係諸機関に情報を提供する。なお、情報提供の窓口は管理職とする。

（3）被害児童が学習その他の活動に取り組むことができるよう努める。必要に応じて、加害児童を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童が教育を受けられる環境の確保を図る。

（4）加害児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを指導する。なお、当該児童が抱える問題など、健全な人格の発達に配慮する。また、本事案について心理的な孤立感・疎外感を受けないように一定の教育的配慮の下、必要に応じて特別な指導を行う。さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考慮する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的意識を持ったうえで、いじめ対策委員会で協議する。

（5）いじめが解決したと思われる場合でも、一定期間、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。